

公 示 日 : 2022 年 1 月 19 日 (水)

調達管理番号 : 21a01080

国 名 : ラオス

担 当 部 署 : 人間開発部保健第二グループ保健第四チーム

調 達 件 名 : ラオス国病院の保健医療サービスの質および財務管理改善プロジェクト (病院会計調査)

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務 : 病院会計調査
- (2) 格 付 : 3 号
- (3) 業務の種類 : 専門家業務

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間 : 2022 年 3 月上旬から 2022 年 10 月下旬
- (2) 業務人月 : 現地 2 人月、国内 1 人月、合計 3 人月
- (3) 業務日数 : 国内準備 10 日、現地業務 60 日、国内整理 10 日

本業務においては複数回の渡航により業務を実施することを想定しており、第 1 次派遣を除いては具体的な調査業務日程は提案が可能です。現地業務期間等の具体的条件については、10. 特記事項を参照願います。

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数 : 1 部
- (2) 見積書提出部数 : 1 部
- (3) 提出期限 : 2022 年 2 月 9 日 (水) (12 時まで)
- (4) 提出方法 : 電子データのみ

➤ 専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)

◇ 提出方法等の詳細については JICA ホームページ内の以下をご覧ください。

業務実施契約 (単独型) 公示にかかる競争手続き (PDF/352KB)

https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/competition_2020.pdf

なお、JICA 本部 1 階調達・派遣業務部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご注意ください。

◇ 評価結果の通知 : 2022 年 2 月 22 日 (火) までに個別通知
提出されたプロポーザルを JICA で評価・選考の上、契約交渉順位を決定します

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
 - ① 業務実施の基本方針 16点
 - ② 業務実施上のバックアップ体制 4点
- (2) 業務従事者の経験能力等：
 - ① 類似業務の経験 40点
 - ② 対象国・地域での業務経験 8点
 - ③ 語学力 16点
 - ④ その他学位、資格等 16点

(計 100 点)

類似業務経験の分野	病院の会計管理に関する調査業務
対象国・地域又は類似地域	全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 必要予防接種：特になし

6. 業務の背景

ラオス保健省（以下「保健省」）は、2025年までのユニバーサルヘルスカバレッジ（以下「UHC」）達成に向けて、「保健セクター改革戦略枠組み 2013-2025」において、「保健医療サービスの供給と病院運営」を取り組むべき5つの柱の中に含め、重要課題と位置付けている。保健省は、2016年に保健大臣令「すべてのレベルの施設における5 Goods 1 Satisfaction¹による保健医療サービスの質保証に関する政策」を発効し、現在は医療の質改善のための病院認証制度の構築に世界保健機関（以下「WHO」）をはじめとする開発パートナーと共に取り組んでいる。2021年には病院認証制度の認証基準が定められ、評価が実施される見込みである。また、ラオス国内では2021年4月に新型コロナウイルスの初の市中感染が発生して以降、2021年8月に至るまで、感染拡大が続いている。医療現場がひっ迫する中、保健医療サービスの供給と病院運営の質及び安定性の重要性はより一層高まっている。

我が国は「保健医療サービスの供給と病院運営」を支援するため、2016年より技術協力プロジェクト「保健医療サービスの質改善プロジェクト（以下「QHCプロジェクト」）」を通じてラオス国南部4県を対象に、保健医療サービスの質の改善を支援した。QHCプロジェクトの実施により、病院の保健医療サービス

の質改善活動の実施体制が確立され、各病院が限られた予算のもと質改善計画の策定と実施ができるようになり、保健医療サービスに対する患者満足度の向上が確認された。質改善計画の策定と実施に係る活動は、今後実施が本格化すると予想され、病院認証の取得に向けた改善計画との関連性が高い。

病院認証制度は病院の質を評価する内容も含まれる制度であるが、認証取得のためには、制度実施とは別に、保健医療サービスの質を継続的に改善し、認証を継続的に取得していく点についても取り組む必要がある。現時点では認証制度の運用に関する具体的な施策は考案されていないため、この点において、新たに保健省が定めた病院認証項目に沿った質改善活動実施、郡レベルへの面的展開についてさらなる支援が必要である。

他方、質の確保された保健医療サービスを継続的に提供するためには、病院における会計管理の改善も必要とされている。QHC プロジェクトの対象病院において、病院会計管理を適切に行うことで、病院における保健医療サービスの質のさらなる改善や改善活動の継続に繋がると思われる事例が確認された。2019年には健康保険制度の人口カバー率が94%となり、住民の保健医療サービスへのアクセスが増えることが見込まれるものの、病院における会計管理については依然として課題が残されている。健康保険制度の理解不足から、本来保険でカバーされるべき費用が患者から徴収される他、病院の会計管理能力の低さから適正に会計業務を行うことができていないために診療報酬請求が遅れ、病院が必要な医療費の配分を適時に受けられないなど、継続的な保健医療サービス提供のボトルネックになっている。

これらの課題を解決するため、保健医療サービスの質を担保し、病院の財務管理が適切に行われるための技術協力が、ラオス政府から要請された。保健医療サービスの質改善活動の実施と保健医療サービスの質を評価するための病院認証制度の実施を支援するとともに、病院における健康保険制度の適切な運用を含む病院会計および財務管理能力の強化を行う。質改善活動は院内感染対策や患者安全強化にも適用可能なため、新型コロナウイルスをはじめとする新興感染症への対応力強化も期待される。以上により、本事業がUHCの目指す、全ての人々が経済的な困難を伴うことなく質の高い保健医療サービスを楽しむことに貢献できると考えられる。

7. 業務の内容

本業務従事者は、保健省国家健康保険局、計画財務局をカウンターパート（以下「C/P」）機関とし、病院の保健医療サービスの質および財務管理改善プロジェクト（以下「本プロジェクト」）の長期専門家と協働し、ラオス保健省の定める財務管理規定、健康保険基金管理規定に基づく病院会計に関連した財務管理、健

康保険基金の運用状況について、ラオス南部4県（チャンパサック県、サラワン県、アッタプー県、セコン県）の県病院及び郡病院における、実施体制、実施・運用状況の調査を行う。必要に応じ、中央保健省関連部局、県保健局、郡保健局への調査も行う。

具体的な担当事項は次のとおりとする。

(1) 国内準備期間（2022年6月上旬～2022年6月中旬）

- ① 本プロジェクトの長期専門家とオンライン会議を行い、調査内容の検討や全体スケジュールの調整を行う。
- ② ラオス政府作成の関連ガイドライン及び報告書等を参照し、具体的調査項目を考案する。適宜、オンライン会議にて本プロジェクトの長期専門家と調査項目について検討する。
- ③ 調査票（英文）を作成する（事前翻訳目的）。
- ④ JICA 人間開発部及びラオス事務所と連絡・調整の上、現地における業務内容、計画を整理する。

(2) 現地業務期間（2022年6月中旬～2022年8月下旬）※隔離期間2週間を含む

- ① 現地業務開始時に、本プロジェクト長期専門家及びラオス事務所と業務、調査計画について確認を行う。
- ② 対象4県の各県病院及び県内の郡病院において、関係者からのヒヤリング及び関連資料収集により、調査を行う。必要に応じ、保健省、県保健局、郡保健局への調査も行う。調査対象については、4県病院の調査は必須とし、郡病院については各県2-3病院×4県程度を目安に、スケジュールや調査項目に応じて調整を行う。

主な調査内容は病院会計に関連した以下の項目が想定されるが、本プロジェクトの長期専門家と協議の上、決定すること。

- 財務管理、健康保険基金管理の実施体制。
- 財務管理、健康保険基金管理の担当者の配置状況、担当者の教育背景及び会計関連業務経験。
- 財務管理、健康保険基金管理に関するITシステムの導入状況、使用実態。
- 保健省により定められた財務管理、健康保険基金管理に関する提出物の提出方法、提出状況。
- 保健省により定められた財務管理、健康保険基金管理の実施において困難に感じている点。
- 健康保険基金管理に関連した以下の事項。
 - 病院受診者の保険加入の有無、保険種類もしくは窓口支払い免除

資格の確認について。

- 窓口支払い免除対象となる貧困者リストの管理について。
 - 病院受診者のうち、国家健康保険制度対象者でありながら未加入者の扱いについて。
 - 可能な範囲で以下の項目。
 - PDM の以下の病院会計関連指標
 - ・ 病院の医業収入に占める患者支払いの割合
 - ・ 医療費の窓口負担支払い免除者の免除状況
 - ・ 健康保険基金管理に関する報告書の提出状況（期日と実際の提出日）
 - ・ 病院会計記録作成状況（期日と実際の作成日）
 - 健康保険基金からの医療費受領状況
 - 病院会計収支
- ③ 調査結果を本プロジェクトの専門家、ラオス事務所に報告し、報告書の記載方針について協議する。
- ④ 調査結果概要について、主要カウンターパートに説明する。
- (3) 帰国後整理期間（2022年8月下旬～9月中旬）
- ① 現地調査報告書の提案
- 適宜本プロジェクトの長期専門家、人間開発部、ラオス事務所に情報共有や相談をしながら、調査結果、県郡病院における病院会計運用上の課題の考察、本プロジェクト活動に資する提案を含む現地調査報告書（和文・英文）を提案する。現地調査報告書（案）については日英で記載する。
- ② 専門家業務完了報告書の報告（9月下旬～10月中旬）
- 専門家業務完了報告書（和文）を監督職員に報告する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

- (1) 現地調査結果報告書（和文及び英文）
- JICA 人間開発部、ラオス事務所及び本プロジェクト長期専門家に提案し、内容を確認、記載内容について検討する。検討結果を踏まえ修正したものを、業務終了時に JICA 人間開発部及びラオス事務所へ電子データで提出し、報告する。和文及び英文で記載する。
- (2) 専門家業務完了報告書（和文）
- 2022年10月17日(月)までに提出。
- 現地派遣期間中／国内作業期間中の業務報告書（和文）を、JICA 人間開発部及びラオス事務所に電子データで提出し、報告する。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、以下 URL の「業務実施契約（単独型）に係る見積書について」を参照願います。

https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/estimate_202103.pdf

留意点は以下のとおりです。

- (1) 航空賃及び日当・宿泊料等
航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含まれます（見積書に計上して下さい）。航空経路は、見積時点で渡航可能な現実的な経路で計上して下さい。（参考：日本⇄仁川⇄ビエンチャン等）
- (2) 新型コロナウイルス感染対策に関連する経費
PCR 検査代及び隔離期間中の待機費用は見積書に計上不要です。契約交渉時に確認させていただきます。

10. 特記事項

- (1) 業務日程／執務環境
 - ① 現地業務日程
「7. 業務の内容」に記載の渡航期間に応じて提案してください。但し、業務人月の現地分、国内分、渡航回数は2。契約予定期間等に記載の数値を上限とします。
現時点でラオス入国時には14日間の隔離期間が必要です。隔離期間中の数日間は遠隔で業務を実施予定です。
 - ② 現地での業務体制
チーフアドバイザー、質改善、業務調整/研修監理/保健医療サービスが本業務に従事しています。
 - ③ 便宜供与内容
 - ア) 空港送迎：なし。
 - イ) 宿舎手配：なし。
 - ウ) 車両借上げ：便宜供与あり。プロジェクト使用の車両を使用する。
 - エ) 通訳備上：便宜供与あり。プロジェクトのナショナルスタッフや通訳が適時同行する。必要文書の翻訳についてもプロジェクトが手配をする。
 - オ) ラオス国内航空券手配：便宜供与あり。首都ビエンチャンーチャンパサック県パクセー間を1～3回程度空路移動するため、プロジェクトが航空券の確保を行う。ビザ更新のための航空賃についても負担を行う。

- カ) 現地日程のアレンジ:国内準備期間にプロジェクトの他業務従事者スケジュールアレンジを行う。
- キ) 執務スペースの提供:パクセー保健局内における執務スペース提供(ネット環境完備予定)
- ク) 水際対策に係る費用:PCR検査費用、陰性証明書発行費用、空港からホテルへの移動費用(1人6ドル/回)については、コロナ対策経費として、契約後に別途計上する。

(2) 参考資料

- ① 本業務に関する以下の資料を JICA 人間開発部保健第二グループ(TEL:03-5226-8372)にて配付します。

- ・プロジェクト PDM
- ・保健省公共財務管理ガイドライン(保健センター用)
- ・財務省会計ガイドライン
- ・国家健康保険実施ガイドライン
- ・健康保険基金監査ガイドライン
- ・国家健康保険アセスメント報告書
- ・国家健康保険実施年次報告書
- ・保健省病院施設基準(案)(病院会計関連部分のみ)
- ・ラオスの医療保障制度概要(JICA 長期専門家作成)

- ② 本契約に関する以下の資料を当機構調達・派遣業務部契約第一課にて配付します。配付を希望される方は、専用アドレス(e-propo@jica.go.jp)宛に、以下のとおりメールをお送りください。

ア) 提供資料:「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程(2021年4月1日版)」及び「情報セキュリティ管理細則(2021年3月31日版)」

イ) 提供依頼メール

- ・タイトル:「配付依頼:情報セキュリティ関連資料」
- ・本文:以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受領した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

(3) その他

- ① 業務実施契約(単独型)については、単独(1名)の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無

効とさせていただきます。

- ② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA ラオス事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。
- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」（<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>）の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ④ 本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。
- ⑤ 本業務については新型コロナウイルスの流行の状況や先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定することと致します。
- ⑥ 2022年1月現在、ラオスへの入国に際し、ラオス保健省のアクセプタンス手続き及びラオス政府による入国許可が必要です。手続きにあたり、渡航者の英文履歴書及びパスポートの写しを提出後、2～3ヵ月かかる見込みです。業務従事者決定後、速やかに JICA ラオス事務所へ必要書類を提出いただきます。

以上